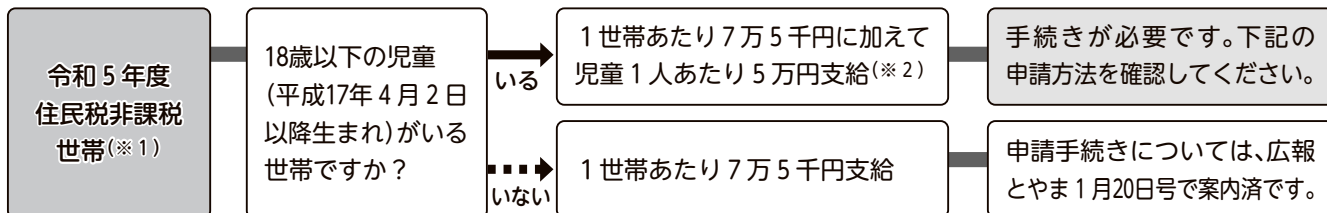


令和5年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯を対象に 物価高騰支援給付金(子育て世帯には加算)を支給します

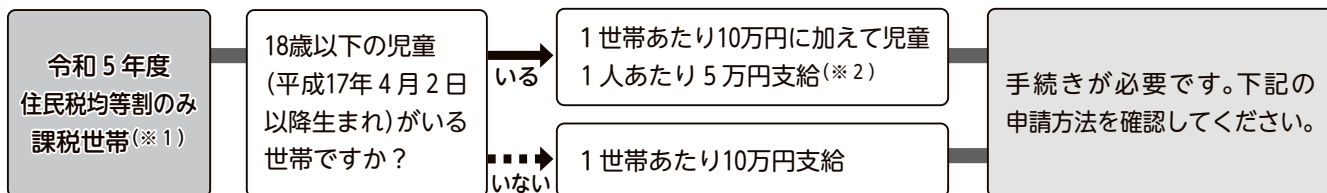
※令和5年度住民税…令和4年1月から12月までの収入(所得)に基づき課税される税金です。

基準日(令和5年12月1日)時点で富山市に住民登録がある次の対象世帯に給付金を支給します。

- 令和5年度住民税 **非課税世帯** → 1世帯あたり7万5千円(うち灯油等購入費助成金5千円)
上記のうち、平成17年4月2日以降に生まれた児童がいる子育て世帯 → 児童1人あたり5万円加算



- 令和5年度住民税 **均等割のみ課税世帯** → 1世帯あたり10万円
上記のうち、平成17年4月2日以降に生まれた児童がいる子育て世帯 → 児童1人あたり5万円加算



(※1)住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯などは対象外です(令和4年中に親に扶養されていた大学生の単身世帯、子や配偶者に扶養されていた世帯、事業専従者からなる世帯など)。

転入した方で、すでに他自治体で同様の給付金を受給した世帯は対象外です。

(※2)基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に生まれた児童についても、申請することで給付の対象となります。単身で寮に在るなど、別居しているが生計が同一である児童についても、申請することで給付の対象となります。給付金の受給者は、原則、世帯主となりますので注意してください。

申請方法 ※非課税世帯の7万5千円は、広報とやま1月20日号で案内済みです。

確認書の返送 が必要です

対象世帯の可能性のある世帯主へ、確認書を2月末に発送します。5月31日(金)(必着)までに、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。申請受付後、おおむね1カ月後に口座に振り込みます(書類の不備などにより遅れる場合があります)。

※申請に必要な書類は、確認書に記載しています。

※子育て世帯への加算給付において、基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に生まれた児童や別居している児童については、市から確認書を送付しませんが、申請が必要です。申請書と必要書類を、郵送または直接、福祉政策課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所3階)へ提出してください。申請書は市ホームページ(☎1014568)からダウンロードできます。

支給後に対象外と判明した場合は、給付金を返還していただきます。支給要件をよく確認してください。

❗ **振り込め詐欺や、個人情報聞き出そうとする給付金詐欺に注意してください。**

配偶者からの暴力を理由とする避難や離婚協議中の別居など、事情により現在住んでいる市内の住所に住民票を異動できない方や、基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に離婚し児童を養育している方、修正申告などにより令和5年度住民税が非課税となった方も対象となる場合があります。詳細は、コールセンターへお問い合わせください。

問い合わせ

富山市物価高騰支援給付金等
コールセンター ☎481-7744
受付時間 平日9:00~17:00

3月は滞納整理強化月間です 納付金の納め忘れはありませんか

債権管理対策課 ☎443-2230

■ 臨時の納付・相談窓口を開設します

日時 3月3日(日) 9:00~17:00 開設場所 各担当課

納付・相談対象

- ・市税 ・保育所保育料 ・介護保険料 ・国民健康保険料
- ・後期高齢者医療保険料 ・市営住宅使用料、賃貸住宅使用料
- ・上下水道料金、下水道事業受益者負担金・分担金(債権管理対策課で受け付けします)

※母子父子寡婦福祉資金貸付金、し尿収集手数料、病院診療費は、臨時窓口を開設しません。

市役所本庁にお越しの際は…

- ・1階市民ホールに設置する「総合受付」へお寄りください(北玄関は利用できません)。
- ・車の場合、地下駐車場からエレベーターでお越しください。

口座振替、コンビニ納付、スマートフォン決済が便利です

- ・個人市・県民税(普通徴収分) ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税(種別割) ・国民健康保険料
- ・介護保険料 ・上下水道料金

市税や保険料などの納付金を期限までに納めていない場合、督促状などを送付します。未納が続くと、差し押さえなどの法的措置を行います。早めに納付または担当課に相談してください。

■ 担当課(電話番号)はこちらです

市税(市・県民税、固定資産税、軽自動車税など)	納税課☎443-2029
保育所保育料	こども保育課☎443-2165
①介護保険料 ②国民健康保険料 ③後期高齢者医療保険料	①介護保険課☎443-2043 ②保険年金課収納係☎443-2066 ③保険年金課高齢者医療係☎443-2063 各行政サービスセンター 大沢野☎467-5811 大山☎483-1214 八尾☎455-2461 婦中☎465-2114
市営住宅使用料 賃貸住宅使用料	市営住宅課☎443-2097
母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども福祉課☎443-2055
し尿収集手数料	環境センター管理課☎429-5017
上下水道料金	上下水道局料金課☎432-8512 東上下水道サービスセンター☎467-5816 (大沢野・大山・細入地域) 西上下水道サービスセンター☎465-2164 (八尾・婦中・山田地域)
下水道事業受益者負担金・分担金	上下水道局下水道課☎432-8792
病院診療費	病院事業局医事課☎422-1112

3月は自殺対策強化月間です 大切な人のところといのちを守るために



保健所保健予防課 ☎428-1152

3月~4月は生活環境が大きく変化することで、こころが疲れやすく、こころのバランスが崩れてしまう人が多いといわれています。こころが疲れると、日常生活にさまざまな変化が現れます。

自分や周囲の方にこんな変化はありませんか

自分で気づく変化

- ・憂鬱^{ゆううつ}な気分が続く ・体がだるい、疲れやすい
- ・食欲がわかない ・眠れない、寝すぎてしまう
- ・今まで楽しめたことが楽しくない

▶上記の変化が続くときは、早めに休養を取り、かかりつけ医、精神科医などに相談してください。

周囲が気づく変化

- ・表情が暗くなった ・感情の変化が激しくなった
- ・服装が乱れてきた ・急にやせた、もしくは太った
- ・飲酒量が増えた

▶周囲の人の変化に気づいたときは、声をかける・話を聞く・専門家への相談を促すなど、本人の気持ちに寄り添ったサポートをお願いします。

悩み事や心配事を一人で抱え込むことは、とてもつらいことですが、誰かに話を聞いてもらうだけで、気持ちが楽になることがあります。一人で抱え込まず、専門の相談窓口などに相談してください。

保健所保健予防課では、悩みをもつご本人やその家族が、精神科医や心理士などに相談することができる相談会を実施しています。

市ホームページに、相談会や相談窓口の一覧を掲載しています。また、15ページに3月の相談日程を掲載しています。



市ホームページ

